



欧州における社会的企業に関する 新しい法制度 (2)

H・クレマン、L・ガルダン

Une nouvelle législation pour les entreprises sociales en Europe, Rapport d'étape; France, Janvier 1999, Hélène Clément, Laurent Gardin.

島村 博 (協同労働法制化市民会議事務局)

III. 公的権力によるコントロール

A. アソシアシオン

A.1. 総論

アソシアシオンは、すべて、いかなる要式行為もなしに設立される。しかし、法人に由来する一定の法的能力を取得するためには、予め県庁に届出をし、かつ、この届出の抜粋を官報に掲載する措置を講じなければならない。当該の届出は、アソシアシオンの名称、目的、施設の所在地ならびに、名称がなんであれ管理または経営の責任を負う者の氏名、職業、住所および国籍を対象とする。

行政庁は、憲法裁判所が1971年7月16日の決定で公式に想起させているが如きアソシアシオンの適法性 (la licéité) に関する評価のすべてを除外して、届出の実体的成就を確認する受領書を発行する義務がある。

適法性に関する決定に曰く。「アソシアシオンの特殊なある種のカテゴリーに関して用いられる可能性のある諸基準を除外して、将来において仮令アソシアシオンが無効と宣言され、または不正な目的を有するとされることがあるにしても、アソシアシオンの制度は、その妥当性に関しては、行政または司法当局の事前の干渉に服せしめ得ることがあってはならない」と。

アソシアシオンは、行政庁に、その定款

の変更、新しく設立した事務所、所在地の住所の変更を通知しなければならない。

アソシアシオンの連合は、これらの他に、新規に加盟したアソシアシオンを届け出なければならない。

そうでなければ定款の変更は第三者に対して対抗することはできず、また、アソシアシオン (または連合) は解散させられ得る。

届出のなされたアソシアシオンは、再び、行政庁および司法当局に、アソシアシオンの管理においてもたらされた変更または定款にもたらされた修正に関する特別の登録簿を提示しなければならない。

A.2. 特殊ケース

A.2.1. 公的補助金の使用監督

法律上または行政上の規定が存しない場合には、公の当局の監督は事後的にしか介入し得ない。かかる監督は、公的資金が授けられた目的に合致して使用された旨の確認に限定される。

監督は以下の如く区分される。

公共団体の議員による監督

1935年10月30日の命令第1条の文言に曰く、「補助金を支給されているアソシアシオン、慈善団体、企業のいずれもが補助金を支給する共同体の代表による監督に服せしめられ得る」と。すなわち、国会、地方自治体の議会

または公共機関の行政委員会の監督に。

地方の次元では、地方自治体法典R212-10条で、自治体、それらの公共機関および広域的公共機関(établissements publics de regroupement)に基本予算及び行政会計に「受益者たるアソシアシオンの名称、給付金の性質または補助金の金額」を付け加えることを課している。

国家水準では、法律で、官報において2年毎に、アソシアシオンへの国の補助金を公示することを定めている。

地方会計局および会計検査院による監督

地方会計局および会計検査院は、公の団体が直接または間接に10.000フランを超える財政支援を行った諸組織および、審議機関において表決権の過半数以上を保有する諸組織に対して財務監督を実施し、または決定および管理の優越的権限を行使することで財務監督を行う。

会計検査院は、地方会計局が地域自治体により支給された補助金を管轄するのに対し、国からの財政支援の恩恵に浴する諸組織を管轄する(会計検査院に関する1985年2月11日の命令第85-199号および地方会計局に関する1982年11月16日の命令第82-970号)。

公の団体の財政支援がアソシアシオンの収入の2分の1以下に相当するときは、地方会計局は補助金の用途に関する会計検査に当該の監督を限定する。2分の1を超える場合には、当該の検査はアソシアシオンの会計および管理の総体に及ぶ。

公共の「違法な補助金」の利用はアソシアシオンの管理者をして事実の管理に到らしめ得る。かかる場合においては、事実の管理は公的資金の返済によってしか適法とはされ得ない。

行政監督

補助金を支給されているアソシアシオンは、その管理が公の会計の規則に服せしめられない場合は、国庫の上級会計官、国税庁(les comptables sup^{rieurs} du Trésor)および、地方自治体に支援を求めた当該の諸組織を管轄するにおいて内務省の行政監督により実施される監督に服する。因に、各省の財務監督官は、国から50.000フラン以上の補助金を支給されているアソシアシオンに対して財務監督を行うことができる(1964年9月3日の命令)。結局、いくつもの省が、支給した補助金の用途を確認することを可能とする検査官という特別スタッフを配置しているということになる。

住民監督

3.500人以上の住民のいる市町村では、その採択の時より15日の間は公衆の閲覧に供される予算書は、特に、以下を付属文書として含むことになっている。

自治体から現物給付または補助金の形態でアソシアシオンに支給された援助のリスト

500.000フランを超え、または当該組織の年間予算の50%以上に相当する補助金を自治体が投入した組織であって収益の認められたものについて直近の事業年度の、正規に確認された貸借対照表(1992年2月6日の法律第92-125号)。

国、地域の自治体および当該の連合から1件以上の補助金を当該年度において支給されたアソシアシオンはすべて、補助金を支給する団体に対して、終了した事業年度の予算および会計報告の謄本ならびに当該の活動の成果を知らしめる文書のすべてを引き渡さなければならない。

その他に、当該のアソシアシオンは、請求に基づいて、会計検査院、地方会計局および国税庁に証拠文書のすべてを供さなければなら

らない。

アソシアシオンは、同じく、財務監査もしくは内務省による監査その他の査察を当該機関が行うに任せなければならない。かつ、場合によっては財務監督に服さなければならない。後者の義務は、監督の権限を定める大蔵省の省令により各々のアソシアシオンに関して決められる。

補助金の使途についての監督遅延は、原則として、30年を時効とする。

補助金の支給を受けたアソシアシオンが関係年度の予算書および会計報告、支出の証拠文書または、その提出が補助金を為替で支給した公の当局に有益と判断されるその他の文書のすべてを供することを拒むことは、補助金の廃止をもたらす原因となりうる。

公的支援は、アソシアシオンの重大な過失または当該協定で確定されている諸要件の無視の場合には、同じく、これを撤回することができる。

法律上または行政上の諸規定に合致しない仕方によるアソシアシオンの特別登録簿の管理は、公的権力により支給される補助金の廃止を正当化しうる。その他に、当該のアソシアシオンは、公共資金の返納を強制される。

A.2.2. 公共的有用性を承認されるアソシアシオン

公共的有用性を承認され、反対給付として、国によりアソシアシオン（一般 訳者補記）に授与されるよりも広い法的能力を承認されるアソシアシオンは、組織の自由、および、1901年8月16日の命令（により 訳者補記）定められた一定の規定を含む定款を備える義務により制限される活動（*le fonctionnement*）の自由を有する。当該のアソシアシオンは、その他に、コンセイユ・データにより仕上げられる模範定款に合致するこ

とを強く勧奨される。しかしながら、事情が十分に正当化される場合には、アソシアシオンは当該の定款より逸脱することができる。

当該のアソシアシオンは、公的権力の恒常的または臨機の特殊な監督に服する。

恒常的監督は、以下の3種の義務を含む。

地域委員会の年度の会計報告を含めて年度の会計報告を県知事、内務大臣およびアソシアシオンの活動を管轄する大臣に提出すること

額面による寄付、すなわち後見当局の承認による場合を除外して譲渡することのできない公的資金の創設

厳格に列挙される一定の購入品を除外して、行政の承認を得てしか有効とはされ得ない投資の選択の制限

臨機の監督は一定の取引の時に行われる。

借入、基金に属する動産または不動産の譲渡、寄付および遺贈の受け入れの申請。

公共的有用性の承認は、何よりもまず、恩恵の享受を権力に望む当該のアソシアシオンにとっての利益（さしあたりは、アソシアシオンの活動の対象者にとっての利益ではない、との義 訳者補記）を示すものだ、ということに留意しておこう。

A.2.3. 債券を発行するアソシアシオン（1985年7月11日法）

債券を発行するアソシアシオンは、定款で、第三者に対しアソシアシオンを管理し、代表し、かつ、契約する責任を負う者の指名に関し、また、社員の中から選ばれる少なくとも3名以上の者から構成され、経営陣の活動を監督する合議機関の構成に関し一定数の義務的な規定を定めなければならない。

団体（*une société*）を経営し、または指導する権限を失った者は、当該の職務を行使できず、監督を行う合議機関に加わることを得ない。

債券発行の実行は、法律により定められた一定数の要件を満たさなければならない。かかる範疇のアソシアシオンは、取引および団体の登記と比べて特殊の会計義務および手続に従わせられる。

当該のアソシアシオンは、事業年度の終了後6月以内に、年度の会計報告の承認を求めて、年に少なくとも1度は総会に社員を招集しなければならない。

85年法は、赤字の結果のせいで本来の資本が債券発行の前年の事業年度末に達していた金額に比べてその半額以下に減少するときは、同時に、活動の一定の制限を規定している。

A.2.4. 承認

一定のアソシアシオンは、適格な活動に従事する能力であれ、その目的を満たす能力であれ、(例。国からの補助金、借入の保証、税務上の免除、といったものによる)一定の優遇を享受する能力であれ、(かかる能力を取得するには 訳者補記)権限のある行政庁による承認を得なければならない。

承認手続は、申請の承認に適用される、法律上の、または行政上の諸規定により、これを規律する。

かかる承認の反対給付として、アソシアシオンは、行政の監督に服する。こうして、当該の承認は、アソシアシオンが当該の諸要件または当該の取得に必要とされる諸々の義務(に関して という言葉がこれに続くが、それでは意味をなさない)ので、割愛する。

訳者補記)を満たすことを止めるきは、停止され、または取り消される。当該の取消は、重大な理由を前提とすることによっても処置されうる。

当該の承認の取消は当該の授与手続の諸規定に従うこととし、かつ、アソシアシオンは取消手続を不服として異義を申し立てることができる。

原則として、当該の取消はアソシアシオンの法的存在に関し反射的効力を有するものではない。ただし、その代わりに、アソシアシオンは、もはや当該の活動に従事できず、かかる同意に依存する優遇を享受することはできない。

B. 協同組合および SCOP

協同組合は、当該の協同組合を管轄する省の監督に服する。経営陣は、管轄する省に、会計書類および、協同組合が当該の法律に合致して活動することを証明できる証明のすべてを供さなければならない。

一定の範疇の協同組合は、いわゆる協同組合検査手続(une procédure dite de révision coopérative)を実施しなければならない。検査報告は、通常総会の会日に先立つ少なくとも15日に共同出資者の処理に委ねられる。

原則として、協同組合の資格喪失をもたらす効果を有するどのような定款変更も、当該企業の存続または、その発展が必要とするときを除外して、禁止される。協同組合最高評議会の意見の後に行政庁の許可を得た後にかぎっては、それは禁止されるものではない。

B.2. SCOP

1978年7月19日の法律第54条は、1993年11月10日の命令で定められた手続に従い、労働に責任を負う省により作成されるリストに登録されることをSCOPに課している。当該の省は、当該協同組合により供される一件書類から1978年7月19日の法律の強行規定を尊重してはいない旨が判明するときは、登録を拒むことができる。

当該の決定に先立って、当該の省は、SCOPの総連合(CGSCOP)の意見を諮問しなければならない。

省の決定は、一件書類の提出の日より起算して2月の期間内に当該の協同組合および

CGSCOP に通知される。当該の決定は、行政裁判所に権限の踰越を原因とする訴えの目的と為りうる。

登録されない協同組合は SCOP の地位を喪失する。当該協同組合は、それにも拘わらず、1947年9月10日法に服する協同組合に留まる。

SCOPは、毎年、組合の事業の終了後6月内に、労働を所轄する省に、その活動に関する一定数の報告書を、5年毎に（会計検査役を置かない有限責任会社形態の SCOP においては毎年）協同組合検査報告を伝達しなければならない。それがなければ、省のリストへの登録の無効または抹消を被る。

協同組合検査手続は、協同組合原則の尊重、組合の協同組合貸借対照表、経営の監督および、比較可能な他の企業との経営上、財務上の結果の比較分析を対象とする。手続は、管轄大臣の代理人、その分野の専門的能力故に選ばれる2名の者、そして、協同組合最高評議会の4人の代理人により構成される「承認委員会」により承認を受けなければならない検査員により指導される。

その他の範疇の協同組合を範として、SCOP 企業の存続または発展の必要のために一般法 (la droit commune) により統治される会社への SCOP の改造は、協同組合最高評議会の意見の後に管轄省(この場合には、労働を管轄する大臣および社会的経済に責任を負う大臣)の許可に服する。事情は、かかる手続が付託される商事裁判所により当該の改造の決定が為される司法更正の場合と異なる。

III.4. 税務上の諸規則

A. アソシアシオン

非営利目的を根拠として、アソシアシオンは、取引税(特に、一般法の法人に関する租税、事業税 la taxe professionnelle、付加価値税)に関する法律には服せしめられない。かかる組織は、事実、税務上の大きな免除を享

受している。

「慈善のドクトリン」は、どのような場合において、1977年に行政庁により確定された商業企業の目的および方法に類似するそれら(目的・方法のこと 訳者補記)によって経営されるという理由でアソシアシオンが、かかる税務上の特典の享受を失うかを定めることを可能にする。

かかる企業の管理方法に非常に似通った管理方法を採用し、その資金調達方法を修正し、かつ、新しいセクタにおいて新しい活動を発展させることに踏み切ったアソシアシオンの最近の進展の結果、かかる(1977年に確定された「商業企業」の基準に照らしたアソシアシオンの 訳者補記)基準は不適切であることが明らかになっている。その上、当該の規制の曖昧さは、アソシアシオンにとって法的不安定性の源泉となっている。

アソシアシオンに適用される税務規則を現代化し、かつ、明確にする目的をもつ新しい行政通達が1998年9月15日の官報で公布されたのは、左様な理由からである。

取引税に服せしめられてはならないアソシアシオンか否かを評価するために行政庁により考慮に入れられる当該の新しい基準は、以下の如く要約することができる。

A.1. 取引税の免税評価基準

営利セクターにおいて競争上の優位性を得ている諸組織と特権的關係を保っているアソシアシオンは、取引税の課税対象者となる。

A.1.1. かかる場合を除外して、行政庁は、最初に、当該の組織が無償の運営の経営を示しているかどうかについて検討を加える。

租税に関する一般法典の当該の条項(第261-7-1-d)において成文化されている非営利目的を目的とする経営の無償性の定義は、1998年9月15日の通達により解釈されるものとして、

以下の如くである。

* 当該組織は、当該の経営の成果に直接または間接に如何なる利益も持たない者により、または仲介者を通じて経営され、かつ、管理される。

当該の経営者に支払われる毎月の報酬総額が、正当にも、または事実においてSMIC(業種間共通最低保証賃金)の4分の3を越えない場合には、無償性は、よも再びは問題にされるまじ、と仮定される。

報酬とは、当該組織またはその従たる組織の一つにより合意された貨幣の総額払込その他の便宜供与と解される(賃金、報酬、現物による便宜)。

払込が経営者の名義以外の名義で当該組織において実行される実質的活動の反対給付である場合も事情は同様とする。

組織の経営は、当該組織が排他的に、または原則として、当該組織の経営者が直接または間接に利益を有する営利セクターの企業に対して販路を提供し、または当該企業の活動を補完する活動を行う目的を有するときは、無償的とは解されない。

組織経営の無償性は、同様に、(正当にも、または事実において)経営者の権利を有する者または、かかる者と一体となって共同の利益を有するその他の者の利益を図って払込を行うときは、再び問題とされる。経営者の縁者に払い込まれる賃金が地域の慣行に合致し、実行された労働を理由として正当とされる場合を除外して、経営者(たち)および経営者と目される者との結びつきが理由で当の者に組織が便宜を供するときも事情は同じである。

アソシアシオンは、その経営の無償性を問題とすることなく、賃金労働の担い手を求めることができる。払い込まれる賃金の額が実行される労働に合致せず、または過度であるかは、別の問題である。

賃金労働者はスタッフの資格で雇用者たる

組織の構成員(この場合は社員の意 訳者補記)たりうる(*1)。逆に、賃金労働者は、当該アソシアシオンの経営者に、法的にも実際上も、なつてはならない(*2)。

訳者注記

(*1) 法的には、同一の人格において、賃金労働者であることと「社員」たることは「自己契約」としてあってはならない。しかし、所得を求めてNPOを設立するノーマルとは言い難いケースがフランスでも見られ、かかる非常脱出口が用意された。その意味では、ここの箇所は、主語と述語とを逆にしなければ実情を反映しない。

(*2) 前出のIII.2.A.2.1の箇所での憲法裁判所の見解に照らせば、ここの箇所は、「組織の構成員(つまり社員)ではない賃金労働者は」としなければ、司法実務の実際と論理的に矛盾する。だから、単純に「賃金労働者は・・・経営(陣の一人たる)者になつてはならない」との表記は正確ではない。憲法裁判所を始めとして司法実務上は、社員ではない賃金労働者が経営(陣の一人たる)者とはなれない、としているだけである。

理事会または、その代わりとなるコレージ機関(合議機関)は、賃金労働者が理事会の構成員の4分の1以上を代表せず、かつ、スタッフの代表に関する協定の枠組内で賃金労働者の内より選出された代表の資格で理事会のリストに所載されるので、賃金労働者を含むものと仮定される。ただし、当該の賃金労働者は、この枠組の内代表の役割を果たしてはならず、かつ、特に、アソシアシオンの(一般に、理事長、会計係、書記より構成される)ビュロ(執行部)の地位を占めてはならな

い。

結局、アソシアシオンの理事会における賃金労働者のプレゼンスはオブザーバーの資格で容認されているのである。

* 当該組織は、どのような形態においてであろうとも、直接または間接に利益のいかなる配分も処置しない。

定款(所定の訳者補記)目的の論理には該当しない直接または間接の資産の配分を処置する組織は、営利性を呈するものとなる。

ここで対象とされているのは、どのような性格のものであれ、また、受益者が誰であれ、資産およびあらゆる便宜について正当とはされない直接の配分のことである。

(締結された契約数の如き) 物的成果または、特に事業の数に応じて決定される変化 (la modulation) を考慮に入れて確定される追加報酬は経営の無償性を損ない、かつ、商業的アプローチの徴候をなすものである。かくの如きは、それに引き換え、当該組織により生産される非営利のサービスの改善と結合した無償性の事例とはならない。

当該組織の構成員および債権者 (leuts ayants droit) は、出資金の返還を求める権利を留保して、当該資産のいかなる部分の帰属者としても届け出られ得ない。

* 経営の無償性は、解散する場合に当該のアソシアシオンの財産が、いかにも非営利たる目的を有する他の組織に帰属するときは、二度と問題とされることはない。いずれであれその他の自然人または法人が、出資金の返還を求める権利を留保して、当該資産のある部分の配分を受けるときは、事情は異なる。

アソシアシオンの経営が無償性を有するか、そうではないかの検討問題は、2の仮定から推定が可能である。

a) 経営が無償ではない。当該のアソシアシオンが取引税の適用を受ける。

または

b) 経営が無償性を示す。かかる場合には、問題は、はたして当該組織が営利セクターの組織の競争者であるのか否かである。

A.1.2. 当該の組織は営利セクター組織の競争者であるのか？

当該組織の状況は、同一のセクターで同一の活動を行う営利の企業または組織に比較して気の利いた水準にあるか、また、活動の一般的な範疇に照らして見てそうではないか、ということにより評価される。

つまりは、問題は、世間が営利か非営利かの構造を無作為に問い合わせることができるかどうか、ということに懸かっている。かかる領域 (élément) は当該組織の地勢的な位置に応じて評価される。

当該の経営が無償性を有し、かつ、当該の活動が競争的なものではないならば、当該の組織は取引税には服すものではない。

それに引き換え、当該の活動が競争的であるときは、税務署は、当該の組織がさような活動を、提示される「生産物」、ターゲットにしている「公衆」、実際の「価格」そして行われる「宣伝」により企業のそれに類似する諸条件で行っているかどうかを調査する(いわゆる「4つのP」という物差)。当該のケースがかかるものである場合には、取引税の適用を受けることになる。

A.1.3 当該の組織は、経営にまつわる類似の条件において営利セクターの組織の競争者か？

いわゆる「4つのP」という物差の基準は、その重要性が減じる順序で列挙されている。

同様にして、宣伝なる基準は、そこからアソシアシオンの営利性を結論づけるには十分ではない。逆に、社会的有用性(「生産物」および「公衆」)および剰余金の配分に格別の関心が払われる。

a. 活動の社会的有用性(「生産物」および「公衆」)という基準

「生産物」

ここでいう生産物とは、市場により考慮に入れられず、または、ほとんど満足させられないニーズを満たすことを目的とする社会的有用性を有する活動を指す。

「公衆」

当該の活動は、原則として、経済的および社会的状況(失業者、障害者等など)に照らしてみても特殊な便宜を与えられることが正当化される人々のために実行され、または、依然として、社会的援助活動を励ます重要な枠組を必要とする(類いの活動である 訳者補記)。

b. 剰余金の配分

税務署の眼からは、非営利組織が、その活動の範囲内で、健全かつ用心深い経営の反映たる剰余を生み出すことは当然のことである。ただし、かかる剰余金は投資を目的として蓄積されてはならず、将来の需要への取り組みに、またはアソシアスィオンの非営利目的に属する企画に充当されなければならない。

c. 「価格」

公衆の利用を促進するために当該の組織により実行される努力が営利セクター企業により、特に、明らかに低い価格で類似の性格のサービスを実行する努力と区別されるかどうか肝要な点である。かかる条件は、アソシアスィオンが顧客の事情に応じて変えられる(pratiquer des tarifs)ときに満たされうる(*)。

(*) 訳者注記

こういった表現は分かりづらい。言わんとすることは、「変動料金表」を採用するとき、「条件」が満たされ「得る」、したがって、満

たされないときもある。よって、「条件」を満たすか否か、問われうる、ということ、と推定される。この様に解釈しなければ、叙述の流れは破綻しかねない。

d. 利用される方法の非商業的性格(「宣伝」)

原則として、商業的やり口(la pratique)に頼ることは営利性の印である。

ただし、税務署は、当該組織が公衆の寛大さに訴えるためにコミュニケーション活動を行うことを承認している。

当該組織は、ただし、公衆を引き付けることを狙った競争セクターの企業のコマーシャル宣伝に類似するものに見まごうことがないようにして、それが提供するものに関する情報を与えることもできる。

e. 目的自身が有料活動の実現につながる営利目的を持たない組織

ある種の組織は、専門的活動を実施し、かつ、その生産物またはサービス提供を市場に出すことを許可されて、恵まれない人々を援助することを目的とする。

かかる場合においては、当該組織は、以下の諸要件が満たされるときは、取引税の適用を受けない。

当該組織が市場の諸条件では保証され得ない人々の経済的または社会的統合、または再統合を目的とすること。

当該の活動が、雇用される住民の事情(職場を特殊に適合させること、低い生産性など)により必要となる特殊な負担故に営利企業によって持続的に実行され得ないものであること。

原則的に営利的な活動が、金銭によるだけでなく現物によって当該組織の目的の実現に貢献する非営利の当該活動と不可分であるもの。

もちろん、当該組織は利潤の追求を予期せしめるものであってはならず、その経営は無償なものであり続けなければならない。

A.2. それぞれの税金に相応しい免除の尺度

非営利性の一定の基準を満たさない場合においてもアソシアスィオンは、付加価値税、法人税または事業税の特異な免除を受けることのできる立場を完全に享受することができる。

A.2.1. 付加価値税

経営が無償なものである場合は、アソシアスィオンは、以下の諸要件が満たされるときにその構成員に提供するサービスに対する付加価値税を免除される。

a. アソシアスィオンがその構成員に提供するサービス

当該のサービスが、正真正銘のその構成員に提供されること。

かかる者として考慮されるのは、自分自身として総会に出席する権利を有し、かつ、理事会に選出され得る、アソシアスィオンの社員である。その加入は、その上に、永続性を現実に示すものでなければならない。

未成年に関しては、加入という要件だけが必要とされる。

アソシアスィオンに加入している法人は、その従業員がアソシアスィオンにより提供されるサービスの受益者になるにしても、構成員とはみなされない。

逆に、アソシアスィオンの連合に加入するアソシアスィオンは、その構成員に同じく当該連合の構成員とみなされる。

加入の永続性に関する要件は、一見したところ限定的で、1年に満たない期間で入会し、または会費を支払う者の場合には満たされるものではない。例外的にしかアソシアスィ

オンのサービスを利用できず、かかる事実により割り引き会費を支払う者についても同様とする。

アソシアスィオンは、スポーツ、教育、文化または社会的性質のサービスを提供しなければならない。

免除を明白に排除されるものとして、バー、ピュッフェの営業と同様に、宿泊収容業およびレストラン業がある。

その他に、商業的やり口に頼ることは許されない。この基準は厳密に適用される。同様に、当該の組織は、構成員ではない人々にその活動を紹介する目的で商業的タイプの宣伝を行うことも許されない。

その構成員にサービスを提供するアソシアスィオン（いわゆる「閉鎖的」アソシアスィオン）および、主として、または付随的に宿泊収容業または／およびレストラン業を行うものは、その活動に対して付加価値税（および、一般法のその他の取引税）の適用を受ける。逆に、この宿泊収容業およびレストラン業の活動は、当該アソシアスィオンが非営利組織に留保される一般的免税の諸要件を満たす場合には、取引税を免除され得ることになる。

b. 支援または慈善の表示

付加価値税の免除は、地方自治体および企業の手になる社会的性格を有する永続的組織によるのと同様に（CGI 第 261-7 条第 1 項 b）当該の年度において、独占的な利潤に基づいて、非営利組織により組織された慈善または支援の 6 の表示の売りにげに適用される（CGI 第 261-7 条第 1 項 a および b）。

c. 仲介アソシアスィオンおよび対人サービス（の給付を行政との間で 訳者補記）を協定したアソシアスィオンは、付加価値税を免除される（CGI 第 261-7 条第 1 項乙および第

1項その3)。

A.2.2. 法人税 (IS:impôt sur les sociétés)

aおよびbを対象として付加価値税を免除されるアソシアシオンの事業は、経営が無償性を有し、かつ、当該の活動が構成員の経済活動の延長をなすものではない営利目的を持たない組織により実行されるとき、一般法の法人税を同様に免除される。

その活動が理由で一般法の法人税を免除される諸組織の内には、仲介アソシアシオンおよび対人サービスを協定するアソシアシオンが含まれる。

A.2.3. 事業税 (taxe professionnelle)

地方自治体およびその団体は、審議の上で、特にアソシアシオンの形態で設立され活発な興業会社について、上限を50%として事業税を免除することができる。中でも、対象となりうるのは、芸術的なキャバレー、カフェコンチェール、専ら演劇、歌劇またはダンスの類いの興業に当てられる常設または仮設の劇場、人形劇場であり、上演中に飲食の用に供される施設を除外する。

A.3. 営利活動および非営利活動の実行：セクター分割と営利活動の子会社化

付随的な営利事業の実行は、アソシアシオンがその活動を2のセクターに分割し、または営利活動を利益本意の構造に子会社化する場合は、当該アソシアシオン総体の活動の非営利性を疑念に曝し得るものではない。かかる場合は、課税は営利セクターの事業だけに限定される。

B. SCOPの税制

SCOPは法人に適用される税法の規定に従う。同様に、SCOPは一般法の税率で会社に関する納税の義務を負う。

ただし、SCOPは、労働者に配分(労働者またはパートタイマーへの割戻)される純利益の部分を課税対象利益から控除することができる。

その他に、SCOPが出資の協定(un accord de participation)を有する場合は、出資の(返還に備える)準備金額および同金額の投資引当金(une provision)を課税対象利益から控除することができる。出資の準備金は、労働者への割戻および投資引当金の代わりとなる積立金の一部により構成される。

逆に、SCOPは事業税を免除される。

SCOPは、資本金の50%以上を保有する共同出資者が労働契約により当該企業にいかなるときも拘束されない場合は、特異な税務上の地位を失う(*)。

(*) 訳者注記

共同出資者が「労働契約」を締結しなくても良い、という意味ではなく、共同出資者たる出資組合員の過半数以上が就労に従事していなければ税法上の特典を失う、の意。不就労組合員が保有する資本金が過半数を超えるとSCOPとしての地位を喪失する、ということでもある。

C. 特異な制度

C.1. アソシアシオンの形態の下での統合企業

利潤の追求を予期せしめず、かつ無償の性格の経営を保証するアソシアシオンの形態の下で構成される統合企業は、以下の諸要件を満たすときから、取引税の免除という便宜を享受する。

市場の諸条件では保証され得ない人々の経済的または社会的統合、または再統合をまさしく目的とするアソシアシオンであるこ

と。

当該の活動が、雇用される住民の事情（例、人事配置の割合、低い生産性）により必要となる特殊な負担故に営利企業によって持続的に実行され得ないものであること。

営利的な活動が、現物によって当該アソシアスィオンの目的の実現に貢献する非営利の当該活動と不可分であるもの。

C.2. 対人サービス

仲介アソシアスィオン、サービスを提供するアソシアスィオンおよび公共の受任者たるアソシアスィオンは、法人税および付加価値税を免除される。

その代わりに、在宅サービス企業は、法人税、事業税、付加価値税に関する一般制度に従う。

かかる活動に關与する SCOP は、それ故に、事業税以外は免除されないことになる。

C.3. その他のサービス

法人税および付加価値税の免除は、活動の分野に応じて可能となる（例、養成組織）。

アラン・リピエッツ報告は、「追加的な諸要件の反対給付として（広義の）一連の税務上の特典に合致して、かかる地位の総体に関し、連帯経済のセクター」に共通のラベルを与えることを提案している。「同様に、税務通達の「4P」要件の下で、SCOP は、青年雇用に關与することができ、また、CA（conseil d'administration 役員会のこと 訳者注記）への利用者（「統合される者」および、為されたサービスの受益者）の参加と引換えに、統合の番人たるの部署に就く」と。

III.5. 労働法

A. アソシアスィオン

労働契約の実施、中断および停止に関する一般法の諸規則は、アソシアスィオンと、そ

の賃金労働者との間の關係に適用される。

B. SCOP

労働法は、同じく、SCOP と、その賃金労働者との間での關係に適用される。そして、雇用契約に際して生じる紛争はいずれも、当該の賃金労働者が SCOP の共同出資者である場合も、労働裁判所の公的秩序の排他的な管轄に属する。

ただし、法は、時折、雇用契約と共同出資者の資格との間の緊密な關係を明らみに出す。

定款上の別段の規定を除外して、共同出資者の資格の自発的な放棄は雇用契約を解消する効果を有する（1978年7月19日法、第10条）。団体契約と雇用契約との間で法律で組織される關係を斟酌してみると、CGSCOP の眼から見ても、かかる場合においては賃金労働者の発意による（雇用契約の 訳者補記）破棄ということになる。法律が賃金労働者の辞職は当該企業の共同出資者の資格喪失をもたらすと規定しているだけに尚更である。

1978年法は、現実的かつ重大な理由による解雇の場合には賃金労働者はその共同出資者たるの資格を失うとも明示している（第11条）。

その他に、SCOP の定款で、共同出資者の除名を、株式会社形態の SCOP の場合は、出席者および被代理人の3分の2の、有限責任会社形態の SCOP の場合は共同出資者の4分の3の多数決による総会決議により定めることができる。

原則として、除名は雇用契約に対する影響を伴うものではない。ただし、判決では、除名は、除名された共同出資者の信賴喪失の表れと解され、また、かかる信賴喪失は解雇の現実的かつ重大な理由を構成する、とされている。

因に、SCOP の定款は賃金労働者に組合員への立候補出願をすることを強制することができることを書き留めて置こう。

かかる義務は、雇用契約において明記され

なければならない。応募または購入引受義務の上限は、SCOPから受け取る税込み給与の10%を上回ってはならない。

SCOPから経営者の職務の名目で報酬を受け取るSCOPの経営陣は雇用契約により任用された者ではなく、労働および社会保障の法制度に照らして、当該経営の被庸者と看做される。この資格で、経営陣は、一定の社会保障、特に、失業保険および賃金保証の制度の恩恵を享受する。彼らは、だからといって、雇用契約により当該企業に結び付けられているわけではない。

C. 特異な事例

経済的なるものによる統合の構造

経済的なるものによる統合の構造において従業員は、2種に分けられる。

アソシアシオンの経営、統合過程にある従業員の対応、フォローアップおよび随行を保証する常勤の従業員

統合過程にある従業員

仲介アソシアシオンのために、アソシアシオンの従業員、賃金労働者が使用される。「仲介アソシアシオンの賃金労働者は、契約で定められた請負時間数を基礎としてであれ、利用者における実働就業時間数を基礎としてであれ、報酬を支払われ得る」(1997年1月27日の法律第97-39号、労働法典第128条)。

統合企業のために、統合過程にある従業員は一定期間について雇用され、統合企業は1989年3月31日の通達に従って統合請負助成金(allocation forfaitaire)を受領するが、雇用および職業訓練に関する基準に従ってかかる従業員を雇用することもできる。「統合企業と、労働法典第324-4-16条でいう従業員との間で締結された契約は、一定の期間についての契約とする。かかる契約の期間は、24月を超えてはならない。当該の契約は、かかる期

間の期日において2度これを更新することができる」(労働法典第322-4-16-1条)。

対人サービス

サービスを提供するアソシアシオンの賃金労働者は、当該の組織により雇用される(労働法典第129-11の第2項)。その代わりに、受託者アソシアシオンにおいては(労働法典第129-11の第1条)利用者 使用者の賃金労働者である。これらの者は、家の使用人(des employé de maison)と看做される(労働法典第772-1条)。かかる状況は、在宅での雇用の構造とともに「社会的企業」なる概念の発展を特に困難なものにしている。

青年の雇用

1997年10月16日の法律第97-940号に従って、青年の雇用が、労働法典中の青年の雇用活動の開発に関する新しい条項に書き加えられている。「青年のために、緊急の、または満たされてはいない需要に応え、かつ、特に、スポーツ、教育文化、環境および近隣の活動分野で社会的有用性を呈する雇用創出活動の発展を促進することを目的にして、国は、地方のパートナーと協議しつつ、地方自治体、地方の公共施設その他の公法上の法人、私法上の組織ではあるが非営利の目的を有する組織、公共サービスの管理に責任を負う法人との間に活動計画を実行に移すための支援の割当を定める多年度の協定を締結することができる。・・・」(労働法典第322-4-18条)。

公共サービスの管理に責任を負わない協同組合は、営利目的を有する私法上の組織と看做されるので、かかる措置を利用することはできないように思われる。

協定により定められる支援は60月の期間にわたり施され、かつ、1職場につき9万フランと定められている。

労働者の契約は、かかる枠組において、「期

間を定めず、または期間を定めた」ものたりうる。「固定期間の雇用契約は60月の期間にわたって定められる」(労働法典第322-4—20条のIおよびII)。最大で24月の期間についてしか固定期間契約を認めない一般法との抵触が問題である。

III.6. 強行規定

強行規定は、本報告の各章で掲げられている。

III.7. 営業剰余の分配

アソシアシオン

アソシアシオンが従事する活動は、その構成員の間での利益分配をもたらすものであってはならない。すなわち、直接または間接に当該の活動より致富にありつくことがあってはならない。

構成員の間で利益を、それがどのような形態であれ、分配するアソシアシオンは、いずれもが、その活動の本性に従って、事実上の、民事または商事の設立法人を管轄する裁判所による資格の再審査に付される。

アソシアシオンが解散するときは、消滅させられる組織の債務および構成員(les membres)が出資した財産がいったん返還されたならば、清算剰余金は、いかなるときでも社員(les sociétaires)に割り当てられてはならない。そうではない場合には、蓄積された利益の配分として問題となる。

税務の面から見ると、構成員または自然人もしくは実質的に非営利目的を有する法人に直接または間接に利益を分配し、または解散時に、出資金返還を求める権利を除外して資産の一部を帰属させるアソシアシオンは、当該経営の無償性を喪失する。

B. 協同組合 SCOP

協同組合 一般原則

法律は、協同組合に、その総額が資本の総額と同じでなければならぬ準備金を少なくとも60月、事業の剰余金の天引(la prèlèvement)により形成することを義務づけている。

かかる共同の準備金は、共同出資者に配分されてはならない。

法定積立金の形成および資本利子(intérêt à servir au capital)の繰入の後に、割戻の名目で、協同組合人たる共同出資者(associés coopérateurs)に、協同組合との間で行われた取引または当該の者たちにより供された労働に応じ、かつ、その出資額に応じないで、これを配分することができる。

脱退し、または除名された共同出資者は、名目価額による出資金の返還を求める権利を有する。

名目価額による共同出資者の出資金の返還は、当然にも当該組合員の出資金額を限度として、貸借対照表に記載される負債に換算される。ただし、定款で、かかる換算に先立って、負債の繰り入れが準備金から行われる旨を定めることができる(1947年9月10日法、第18条第3項)。

協同組合が解散するときは、組合員(les adhérents)は、総会の決定により他の協同組合または、一般的または職業的関わりあいを有する活動に譲渡されなければならない清算剰余金から利益を得ることはできない。

SCOP

1978年7月19日法の文言によれば、経営純剰余(すなわち、会社の一般費用その他の負担を控除した当該事業年度の純益)を分配(するときは訳者補記)は、以下の諸規則を尊重しなければならない。

税引き後の純成果の15%が法定積立金の形成に割り当てられる。かかる繰入(ただし、原文ではdotation)は、当該積立金の金額が資本金額と同額に達するときに、これを停止する。

税引き後の純成果の一部は、法律に定められてはいないが、いわゆる「開発ファンド」という定款で定める積立金に割り当てられる。

純成果の少なくとも25%に相当する金額が労働者、共同出資者または、事業年度の終了時に、当該企業内で事業年度中に在勤3月であれ、6月の在職期間であれ、その期間を経ている非共同出資者(パート労働)に配分される。

資本利子の総額は、上記の積立金および「パート労働」に配分される金額を上回ってはならない。

積立金は不分割とする。この原則の一貫性は以下の如くである。

(示談または法定)清算の場合には、共同出資者は、当該の資本の返還を求める権利の外は有せず、いかなる場合にも清算剰余金の一部について権利を有しない。清算剰余金は、SCOP、SCOPの連合および連盟、公法上の法人または、一般的、協同組会的または職業的関わりあいを有し営利目的を追求しない活動に割り当てられなければならない(1978年7月19日法第20条)。

脱退または除名の場合には、元の組合員は額面価額での出資金の返還を求める権利以外は有しない(1978年7月19日法第18条)。

諸積立金への繰入により資本の増加は、SCOPにおいて厳禁されている。

積立金は、事業年度の成果が不十分な場合において法定利子の補充が当該積立金から天引きされる旨を定めている定款の諸規定を除外して、これを配分してはならない。

1947年9月10日法の第18条第3項により開かれた積立金の減損による繰入の可能性は、積立金の不分割性の原則に対する例外である。原則は、故に、厳格に解釈されなければならない。

IV. 競争

A. アソシアシオン

商事類似行為および不正競争

アソシアシオンは、習慣的に、販売用の製品を提供し、当該の製品を販売し、またはサービスを提供してはならない。ただし、かかる活動が当該のアソシアシオンの定款で定められている場合は、この限りではない(価格の自由および競争に関する1986年12月1日の命令第37-1条)。

その代わり(禁止されているにも関わらず上記の活動を行った場合は)の意。訳者補記)当該アソシアシオンは刑事罰および、または行政罰(補助金の廃止または協定の撤回)に服する。

その上に、アソシアシオンにとって、相当の責任を負担することなく経済的または商業的活動に従事するという事実は、商事類似行動(une pratique paracommerciale)を為すものとなる(商事類似行動に反対する闘争に関する1987年8月12日通達)。この通達から見ると、アソシアシオンが

商人の義務の総体に従わず

第三者すなわちアソシアシオンにとっての部外者に習慣的に対処し

アソシアシオンの名義で利益を実現し、または提供される交付金を収益化することを目的とし

第三者との取引の数が無視できるものではなく、類似の商業的活動との競争関係(に立つ 訳者補記)ときに、

その活動の商事類似性は推定される。

かかる諸要件が合わせ持たれるときは、アソシアシオンは、商事類似行動に従事するものとなり、民法典第1382条の根拠に基づいて、関係行為セクターの事業者により不正競争の科で告発されうる。

反競争行動および競争制限

アソシアシオンは、その法的地位または非営利目的の追求とは関わりなく、それが

生産、供給またはサービスの活動に着手するとすぐに、上に記した1986年12月1日の命令の適用を受ける分野に属する(コンセイユ・データ、決定第96-D-75号、1996年12月11日、BOCCRE判決集、1997年3月25日。および、別様のものとして、破棄院合同部判決、1997年10月21日、第95-14.457号)。通達は、特に、反競争行動および競争を制限する行動を規律している。それと同時にEU法に関しては、ローマ条約第85条以下の意義での「企業」とは、必ずしも営利目的を有するものではない(CJCE:la Cour de justice des communautés européennes :EU裁判所、1995年11月16日判決、フランス保険連盟、e.a.c.委員会aff.C244/94,JOCE第C31,1996年2月3日)。

因に、書き留めておくべきは、仲介アソシアシオンの活動の非競争性に関する古い規定が削除されていることである。労働法典の旧条項、第128条が規定していたことは、任意の処理が「地方の経済的諸条件では以前は私的イニシアティブまたは公共団体もしくは公共的資金を得ている組織の活動により保証されて来てはいない活動のために」実行される(ことを、非競争性として規定していた 訳者補記)ということである。ただし、仲介アソシアシオンの活動とその目的との整合性は、協定手続の枠組みにおいて監督される。

B. 協同組合およびSCOP

協同組合は、企業であるが、競争法(=わが国で言う独禁法のこと 訳者注記)の諸規定に服する。

かくして、公正取引委員会は、(1986年12月1日の決定第7条でいう)協定の禁止は当該の企業の法的地位が何であれ、かつ、特殊には、SCOPに適用されるものであることを審判している(憲法評議会決定第90D-14、1990年5月15-16日、リヨンの都市コミュニティ浄化に関し)。

同じく、公正取引委員会の多くの決定は、協同組合は、競争状態にあるその組合員(adhérents)の商業的自由を制限し、または組合への加入志願者を、特にその地位を超える諸条件に従属させることで第三者との競争を防ぐ目的または効果を有すときに、協定を結び得ると看做している。

かかる解決策は、同じように、EUの第1審裁判所により聖壇に祭られている。当該裁判所によれば、自ら経済活動を行う人々を結集させる協同組合は企業クラブを結成できるものなのだ。当該の決定は、たまさかローマ条約第85条、第1条に抵触する余地のあるものである(TPICE、1992年7月2日、Dank pelsdyravler forening c. 委員会,aff.T-61/89,Dr.sociétés,1992年、第183号)。

逆に、パリの商事裁判所の判決は - 学説は批判しているが - 協同組合が連合するについての例外条項は1986年12月1日の決定の適用範囲には属しないと看做している。また、特に、経済的な支配的地位または従属性の濫用にかかわる資格については、当該の文言は協同組合の地位を除外して顧客・供給者関係に適用されるに過ぎないと、看做している(パリ破棄院商事裁判所判決、1995年7月19日、Maurepus Distribution 株式会社対 Groupement d'achat des centrales Leclers 事件、Dr.Sociétés判例集、1996年第68、Obs.Vidal)。

V. 結語

「社会的目的を有する企業の地位」についての着想は、フランスでは、特に、「雇用・連帯相」がアラン・リピエッツ氏にその適時性の検討を委任したミッションとともに現に具体性を帯びて来ている。しかも、双方向的かつネットワーク間の協同が創られ、また、その諸問題に関するより大きな考察を推進することに務める傍らでもローカルな諸々の経験を発展させるために協同が根付きつつある。但し、

使われる術語は協同のネットワークや行政庁次第で区々としているし、アラン・リピエツ氏により答申された中間報告がそこで優れた概要を与えているにしても、直面する課題を未だに設定していないように思われる。当該報告の研究足跡が呈示しているのは2の戦略である。

良き構造を創造すること

既存のものを、「第3セクター」の大規模な総体内懐で地位及び税務上の特異性を継承する仕方でもって発展させること

時折今でも「コミュニティ経済セクター」とか、「連帯経済」といったように呼称されるこの第3セクターに属する諸組織に共通する憲章を与えることで構想が明確になると思えるものは、第2の見地である。

Digestus ネットワークの範囲内で先導されている法律上および税務上の考察による現在の研究は、とりわけアクチュアリティーを持つものである。いかなる法律上の形態も、様々な関係当事者を(例えば、社会的経済という点に止目して1の 訳者補記)行政(管轄に 訳者補記)に統合する構造識別を完全には許すものではない、ということが明らかであるからだ。SCOPは労働者を結集し、消費者協同組合は消費者を統合しえているに過ぎず、1901年のアソシアシオンはボランティア、利用者そしてパートナーを、といった具合である。いかなる規定も、同一の構造の内懐に、かかる様々なタイプのアクターを再結集することができない。故に、「ステークホルダー」的アプローチは、今日の所、実現不能なのである。

その上、かかる仕切りは、アソシアシオンをして、それが資本形成をしたいと望むときに、社会的経済に占位する分野からの離脱を誘うものである。アソシアシオンは、その時に、たいていの場合、母たるアソシアシオンを株主とする有限責任会社に組織変

更される。商事会社の地位のかかる利用は、起業家的足取りと社会的諸課題とを組み合わせようとするかかる構造(アソシアシオンのこと 訳者補記)の意思を示すものではなくないし、共同体、利用者または賃金労働者自身では全くなく株主に仕えることで、(本来の 訳者補記)経済的運動に専ら参加しようとするかかる合目的性から遠ざかり、または袂を分かつことになりかねないのである。商事会社の地位へのかかる歩みは、こういった構造にしてみれば投資資金と出会う必要性と結び合わさってもいるのだ。(アソシアシオンのタイトルによる資本参加の引受といったような)一定の方策にもかかわらず、アソシアシオンが機能するための資本の不十分性は、それが社会的企業という概念から離脱して行く原因ともなっている。

生産協同組合の地位こそは、社会的経済の他の構造による資本参加の可能性を通じてかかる困難に対処する諸手段を備えるものである。だが、SCOPの商事社会的性格は、SCOPをして、新しい需要または喫緊の活動(青年の雇用)を満足させ、またはアソシアシオンのうちの左様なもの(対人サービス)に比肩する優遇措置から利を得ることをめざす「雇用のための一定の方策」に到達することを困難ならしめている。しかも、その地位たるや、賃金労働者以外の人々(ボランティア、利用者、自治体)のSCOPでの管理への統合を困難にするものである。

訳語の変更 誌、第112号で紹介した前半部のうち

「A.2. 経営陣」(p.38)の項中の「戸籍」の訳語を「市民証書」とします。厳密には、フランスでは「戸籍」制度がありませんので。

原語は、l'état civil。

欧州における社会的企業に関する新しい法律制度

CRIDA:Centre de Recherche et d'Information sur le Démocratie

et l'Autonomie からの情報に基づいて、掲載した訳文の原本について

欧州雇用基金主宰によるプログラムの進展状況に関するEU執行委員会宛報告書、とその由来を訂正しておきます。